

公益財団法人目黒寄生虫館

各種契約に係る取引停止等の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人目黒寄生虫館（以下「当法人」という。）における研究費の執行に関わる物品の購入及び製造、役務その他の取引に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定め、法人の適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「研究員等」とは、当法人を組織する職員及び役員のうち、研究活動に従事する者及び研究費の管理取扱いに従事する事務職員をいう。職員とは、この法人に勤務する正職員、嘱託職員、契約職員、及びパートタイム職員を指す。役員とは、この法人の理事及び監事を指す。
- (2) 「研究費」とは、国、国が所管する独立行政法人、地方公共団体等から配分される公募型の補助金などの競争的研究費、及び財団等からの研究助成金、外部から委託された受託研究に係る資金をいう。
- (3) 「取引業者」とは、過去の取引実績が複数回（概ね過去に3回以上）に及ぶまたは新規の場合は取引金額が10万円を超える場合において、別添の留意事項の遵守と誓約書の提出を当法人が求めた業者をいう。

(取引停止の措置)

第3条 理事長は、取引業者が別表各項に掲げる措置要件の一に該当するときは、各項に定める期間を定め、措置要件に該当する取引業者との取引停止を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 取引業者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する最も長い期間をもって取引停止の期間とする。

- 2 取引業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、新たに別表各項に掲げる措置要件の一に該当することとなった場合における取引停止の期間は、当該各項に定める期間の2倍の期間とする。
- 3 理事長は、別表各項に掲げる措置要件の一に該当する業者について、悪質性や重大性を考慮して、別表の規定による期間を超える停止期間を定めることが適当と認めるときは、取引停止の期間を延長して定めることができる。
- 4 理事長は、取引停止の期間中の取引業者について、情状酌量すべき特別の事由が明

らかとなったときは、取引停止の期間を短縮することができる。

5 理事長は、取引停止の期間中の取引業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

6 理事長は、取引停止の期間中の取引業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる事案に限り、取引の相手方とすることができる。

(見積等の取消し)

第5条 理事長は、取引停止を行った取引業者について、既に見積書の提出を依頼している場合は、これを取り消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第6条 理事長は、取引停止、取引停止の解除又は取引停止期間の短縮の措置をしたときは、当該取引業者に対し通知するとともに、公式サイト上で公開する。

(取引停止の期間中の下請等)

第7条 理事長は、取引停止の期間中に取引業者が下請することを認めないものとする。ただし、当該取引業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第8条 理事長は、取引停止を行った場合を除き、必要と認める取引業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(改廃)

第9条 この要領を改廃する場合は、理事会の承認を経て行うものとする。

附 則

平成 27 年 2 月 1 日 理事長裁定

令和 3 年 6 月 6 日 理事会承認

別表 1 (第 3 条関連) 措置要件とその期間

(虚偽記載)

1 当法人発注の契約手続にあたり虚偽の記載・申告をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ...当該認定をした日から 6 カ月

(過失による粗雑な契約履行)

2 当法人発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。） …当該認定をした日から 6 カ月
（契約違反）

3 第 2 項に掲げる場合のほか、当法人発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 …当該認定をした日から 4 カ月

（贈賄）

4 次に掲げる者が当法人の職員ならびに国、独立行政法人その他公益法人に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。） …逮捕又は公訴を知った日から 12 カ月

(2) 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、前号に掲げる者以外のもの。 …逮捕又は公訴を知った日から 9 カ月

(3) 業者の使用人で前号に掲げる者以外のもの …逮捕又は公訴を知った日から 6 カ月

（談合または競売入札妨害）

5 当法人及び他の公共機関の購入等契約に関し、取引業者の役員または使用人が談合もしくは競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。） …逮捕又は公訴を知った日から 12 カ月

(2) 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、前号に掲げる者以外のもの。 …逮捕又は公訴を知った日から 9 カ月

(3) 業者の使用人で前号に掲げる者以外のもの …逮捕又は公訴を知った日から 6 カ月

（独占禁止法違反行為）

6 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 …当該認定をした日から 9 カ月

（反社会的勢力との取引）

7 取引業者の役員または使用人が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（反社会的勢力）に該当すること及びこれらの者と密接な関わりがあると認められたとき。 …当該認定をした日から 9 ヶ月

8 取引業者の業務に関し、不正に財産上の利益を得、又は債務の履行を強要するために反社会的勢力を使用したと認められるとき。 …当該認定をした日から 9 ヶ月

9 反社会的勢力に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 …当該認定をした日から 9 ヶ月

（不正又は不誠実な行為）

10 当法人の購入等契約に関し、納品の事実を偽り、又は架空請求を行ったとき（当法人の研究員等から依頼を受けた場合を含む。） …当該認定をした日から 12 ヶ月

11 前号に掲げる場合のほか、業務に関し当法人の役職員からの癒着を断らず、当法人の研究不正または研究倫理を逸脱する行為に加担したとき …当該認定をした日から 12 ヶ月

（その他）

12 前各項のほか、特別の事由があると認められるとき。 …必要があると認められる期間

お引取業者ご担当者様

(公財) 目黒寄生虫館との取引における留意事項について

公益財団法人目黒寄生虫館（以下「当法人」といいます。）では、社会規範、法令、各種細則及びその他の執行ルールを厳守し、公正かつ効率的に経費を使用することを基本方針としています。本趣旨に沿った運営のため、お取引業者の皆様へ下記のとおり留意事項をお知らせしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 納品書などの書類への日付の記載について

見積書、納品書、請求書など当法人への提出書類の日付記入にご協力願います。

2. 発注について

発注は、例外的な取り扱いが必要と認められる場合を除き、事務局にて実施いたします。

（参照：科学研究費助成事業事務取扱規程第 14 条）

3. 納品について

物品検査は原則として目黒寄生虫館 3 階事務室で実施します。直接納品される際には、3 階にお越しくください。事務担当者が検収いたします。

（参照：科学研究費助成事業事務取扱規程第 14 条、第 17 条、第 20 条）

4. 取引における禁止事項について

以下に挙げるような不適切な取引を行わないようお願いいたします。

- ・ 預け金／プール金
- ・ 取引事実とは異なる書類の提出
- ・ 物品物の持ち帰り
- ・ 将来の売買を前提とした貸出（当法人の了解を得たものを除く。）

5. 取引の停止について

次の行為が確認された場合、一定期間、当法人との取引を停止します。

- ① 虚偽記載、② 過失による粗雑な契約履行、③ 契約違反、④ 贈賄、⑤ 談合または競売入札妨害、⑥ 独占禁止法違反行為、⑦ 反社会的勢力との関連及び取引、⑧ 癒着その他の不正又は社会的倫理に反すると認められる行為

6. 不正・不適切な取引情報の通報について

万が一、当法人の研究員等から不正・不適切と思われる取引の要請があった場合は毅然としてお断りいただき、通報してください。窓口は法人監事となっておりますので、通報を希望する旨をお電話か公式サイトの間い合わせフォームからご連絡ください。折り返し監事よりご連絡差し上げ、内容を直接お伺いします。

7. 事前許可が必要な事項

次の取引を行う場合は、事前に当法人の了解を得てください。

- ・物品等の貸出
- ・物品等の無償提供（宣伝用又は記念品であって広く一般に配布するためのものを除く。）

8. 情報提供について

取引記録に関する帳簿等のご提供にご協力をお願いいたします。これらは定時監査に用いるもので、取引が適正であったことを確認するための大切な証拠となります。納品後、当法人からの入金を確認できる通帳等の写しなどをもとに、当法人の計算書類との突合を行います。その他、不適切な取引の事実関係の調査のために、追加の資料提出を求める場合がございます。ご面倒ではございますが、どうか全面的なご協力をお願い申し上げます。

9. 当法人との取引における確認書の提出について

公的研究費に関わる当法人との取引に当たっては、一部の業種を除き、当法人における契約関連の規程及び「(公財) 目黒寄生虫館との取引における留意事項」を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いすることとしていますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。なお、正当な理由なく「誓約書」を提出いただけない場合は、当法人との取引をお断りする場合がございますのでご了承ください。

【提出方法】

同封の返信用封筒にてご返送願います。

＜除外業種＞

- ・国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- ・学校法人
- ・国際機関、外国企業等
- ・電気、ガス、水道事業者
- ・弁護士、税理士、特殊事務所等
- ・商取引の相手方ではない個人（謝金・報酬等対象者）
- ・その他当法人が本件の趣旨に馴染まないと判断した業種

※本留意事項及び契約基準等は、必要に応じて改訂されることがあります。

(公財)目黒寄生虫館との取引における誓約書

年 月 日

公益財団法人目黒寄生虫館 理事長 殿

所在地

名 称

代表者職・氏名

印

当社（当法人）は、公益財団法人目黒寄生虫館との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 公益財団法人目黒寄生虫館「科学研究費助成事業事務取扱規程」、「研究活動の不正防止に関する規程」、「研究活動に係る不正防止計画」に従い、不正に関与しないこと。
2. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
3. 公益財団法人目黒寄生虫館の研究者等から不正な行為の依頼等があった場合には、毅然として断り、通報すること。
4. 監査及びその他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
5. 当社（当法人）の役職員等が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（反社会的勢力）に該当しないこと及びこれらの者と密接な関わりを有していないこと。

【担当者連絡先】

担当部署・氏名 _____
担当所在地 _____
連絡先 Tel _____ FAX _____
 E-mail _____